公益社団法人　日本文藝家協会

著作権Q&A

2016年5月版

公益社団法人　日本文藝家協会

著作権Q&A

2016年5月版

はじめに

三田誠広　日本文藝家協会副理事長・知的所有権委員会委員長

わたしたち文芸家の生活は、著作権によって守られています。

農産物や工業製品など、「もの」を作っている人々の場合は、具体的な「もの」の形が目に見えるのですが、文芸家の仕事は言葉を紡ぐことです。紙に書いた文字や、パソコンのディスプレイ上に表示された言葉は、確かに存在しているように見えるのですが、それらは「もの」ではありません。

正確に言えば、わたしたちが作っているのは、「文字列」です。

しかしその「文字列」は、「もの」ではありません。確かに本という「もの」に変換されて、商品として本屋さんの店頭で売られているのですが、実際にわたしたちが売っているのは、本という「もの」ではなく、本のページに印刷された「文字列」なのです。

この「文字列」は簡単にコピーできます。コピー機、スキャナー、デジカメなど、ページをコピーする方法はいくらでもあるのですが、手で書いて筆写するというのも、伝統的なコピーの方法です。

そのコピーをもとに、海賊版の本を出したり、ネット上に表示して誰でも読めるようにするのは、簡単にできることです。

こうしたコピーを放置してしまえば、わたしたちの生活は成り立たなくなります。これを守ってくれるのが、著作権です。

著作権とは、「コピーを禁じる権利」です。正確に言えば、著作権者（著作者または著作権を継承したご遺族など）だけが、その作品をコピーする権利を有しているということを保証するのが、著作権なのです。

実際には、そのコピーに関する権利を出版社にゆだねて、印刷物という形でコピーを大量生産し、そのコピー（新聞、雑誌、単行本、文庫、全集など）を販売することで、わたしたちは生活の糧を得ています。

著作権は、わたしたちの生活の糧です。

この小冊子は、その大事な著作権について、著作権とは何か、著作権は何のためにあるのか、著作権に関する問題点とは何か、といったことを、わかりやすいＱ＆Ａのかたちにまとめたものです。

なお、この小冊子は、文芸家、および著作権継承者（ご遺族など）、さらに出版関係者のためにまとめたものですので、文芸著作権が中心となっています。音楽や映画、美術、写真など、他の分野については、ほとんど触れていないということをご承知おきください。

目次

はじめに　三田誠広　日本文藝家協会副理事長・知的所有権委員会委員長

1 そもそも　著作権（文藝）の基本

Q1 著作権①
著作権とはどのような権利でしょうか
何のためにこの権利はあるのですか ―― 10

Q2 著作権②
著作権はどのような場合に生じるのでしょうか ―― 11

Q3 著作権③
著作権には複製権のほかにどんな権利があるのでしょうか ―― 12

Q4 著作者人格権
著作者人格権とはどのような権利でしょうか ―― 13

Q5 著作権の保護期間
著作権の保護期間というのはどのように定められているのでしょうか ―― 14

Q6 出版権
出版権とはどのような権利ですか ―― 15

Q7 電子書籍の著作権・出版権
電子書籍の出版権の問題点とはどのようなものでしょうか——16
Q8 著作権の権利制限①
著作権の権利制限とはどのようなものでしょうか
私的使用の権利制限とはどのようなものですか——17
Q9 著作権の権利制限②
図書館における権利制限にはどのようなものがありますか——18
Q10 著作権の権利制限③
障害者に関する権利制限とはどのようなものでしょうか——19
Q11 著作権の権利制限④
教育の分野での権利制限とはどのようなものでしょうか——20
Q12 引用
引用とは何でしょうか
どのような条件で引用が認められるのでしょうか——22
Q13 フェアユース
フェアユースとはどういう考え方ですか
その問題点とはどのようなものでしょうか——24
Q14 オーファンワークス
オーファンワークスとはどういうものでしょうか
なぜそれが重要な問題になるのでしょうか——26

2 知らなかったでは 「協会ニュース」相談から

相談例1 共作の著作権とその保護期間 —— 28
相談例2 コンクールやコンテストへの応募 —— 29
相談例3 図書館資料の複製 —— 30
相談例4 著作権切れの作品 —— 32
相談例5 朗読会とその録音 —— 33
相談例6 別の出版社からの復刻 —— 34
相談例7 上演① 校内上演における脚本の脚色 —— 35
相談例8 上演② 脚本の変更 —— 36

相談例9　ホームページなどでの配信 —— 37
相談例10　デジタル教材 —— 38
相談例11　学校での無許諾使用 —— 39
相談例12　教育関係・教材での改変 —— 40

3 著作物使用　申請実務　日本文藝家協会ホームページより

●著作物を利用したいとき／著作物使用許諾の流れ —— 42
●日本文藝家協会ホームページ「よくある問い合わせ」より —— 43
●入試問題に関する要望書 —— 46
●入学試験問題への著作物使用の注意点 —— 47
●入試問題への使用での具体的な問題点 —— 48

編集協力——大西智美／持丸潤子

①、②の下段には、上段の内容に関係する著作権法の条文、法令、問い合わせ先などを紹介しています。著作権の条文は全文掲載ではありません。全文は書籍、文化庁ホームページなどでご確認ください。
③は公益社団法人　日本文藝家協会のホームページにも掲載されています。

監修／中村合同特許法律事務所　弁護士　富岡英次
同　相良由里子
同　山本飛翔

校閲／前「コピライト」編集長　杉村晃一

公益社団法人　日本文藝家協会　著作権管理部
ＴＥＬ　０３（３２６５）９６５８
ＦＡＸ　０３（５２１３）５６７２
E-mail　shinsei@bungeika.or.jp
http://www.bungeika.or.jp/procedur.htm

1 そもそも

著作権（文藝）の基本

Q1 著作権①

著作権とはどのような権利でしょうか
何のためにこの権利はあるのですか

著作権は知的財産権の一種です。特許権、実用新案権、意匠権、商標権など、発明や考案、デザイン、マークなどを、他人に盗用されることを防ぐための権利が知的財産権ですが、このうち著作物についての権利を著作権といいます。

たとえば、小説の単行本について考えてみましょう。小説は文字列でできています。誰かがその文字列を見て、同じものをパソコンに打ち込んだり、ページの全体をデジカメで撮影したりすれば、まったく同じもの（複製物）を作ることができますし、本一冊分の複製物を作り、海賊版を作ることも容易です。

沿革としては、このように無断で複製物を作ることを禁じるというのが、著作権の基本です。そのため、英語ではこの権利を「コピーライト（複製の権利）」といいます。

複製の権利とは、権利者が複製したり、誰かに複製することを許諾できる権利ですが、より重要なのは、自分以外の誰かが複製物を作ることを禁じる権利が含まれているということです。これを排他的独占権といいます。

著作権（複製権）は、著作物の複製についての排他的独占権です。これによって、著作者やその遺族に著作物から得られる利益を確保させ、新たな創作への意欲を生じさせて、社会における文化の発達に寄与することを目的としています。

（目的）

第一条　この法律は、著作物並びに実演、レコード、放送及び有線放送に関し著作者の権利及びこれに隣接する権利を定め、これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もつて文化の発展に寄与することを目的とする。

（複製権）

第二十一条　著作者は、その著作物を複製する権利を専有する。

Q2 著作権②

著作権はどのような場合に生じるのでしょうか

特許権、実用新案権、意匠権、商標権などの場合は、所轄の役所に登録する必要があります。登録しなかったり、登録が認められなければ、これらの権利は発生しません。しかし著作権の場合は、登録は必要ありません。

小説などの作品が完成すれば、たとえそれが未発表であっても、すでに著作権が発生していると考えられます。

ただし、単なるアイデアや、慣用句、料理のレシピ、使用説明書などの場合は、原則として著作権は発生しません。著作権が発生する著作物とは、「思想または感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術または音楽の範囲に属するもの」と定められています。

この定義には書かれていませんが、舞踏の振り付け、写真、漫画、図表、映画、アニメ、放送番組、ゲームソフトの映像、およびコンピュータ・プログラムなどは、著作物と認められています。

なお、以前はアメリカなどの国で、著作権についても登録制度を実施していました。そのため、日本の出版物がアメリカなどに輸出された場合、本の奥付に、日本においてすでに著作権が発生していることを示すために、著作者のローマ字表記と、© マークの表示が慣行となっていました。

しかしいまではアメリカなども含むほとんどの国が、登録の必要ない「無方式主義」を採用していますので、著作権の発生を示す目的で © マークを表示する必要はなくなっています。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　著作物　思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう。

二　著作者　著作物を創作する者をいう。

Q3 著作権③

著作権には複製権のほかにどんな権利があるのでしょうか

著作権の基本は、複製権です。この複製行為には、海賊版などの、同じ内容の本を作って販売することはもちろん、本のページをコピー機やスキャナーで複製することも含まれます。カメラで撮ることも複製ですし、手書きで筆写することも複製です。

こうした複製権のほかにも、著作権法ではさまざまな権利が設定されています。上演権、上映権、公衆送信権、伝達権、口述権、展示権などです。これらの権利は「支分権」といわれ、著作権とは、これらの支分権の束である、としばしば説明されます。

小説などの場合も、ページのコピーをとってファクスで多数人に送信すれば、複製権だけでなく、公衆送信権の侵害になります。そのコピーをネット上に掲示するのも公衆送信権の侵害です（厳密にいうとネット上に掲示しても誰もアクセスしなければ「送信」はされていないことになりますが、「送信可能」の状態に置くことも違法とされます）。

また、譲渡権（複製した本を公衆に譲渡する権利）、貸与権（貸本屋、レンタルビデオ店などが複製物を貸与する権利）、頒布権（映画に特有の権利）、二次的著作物に関する権利（翻訳、編曲、変形、翻案などをする権利）などが定められています。

なお、譲渡権は新刊書の販売で一度譲渡されると、権利が消尽されると考えられています。したがって中古品の販売には譲渡権は及びません。著作者の権利を確立するためには、「消尽しない譲渡権」の法制化が必要です。

＊条項をご紹介し条文は省略します。著作権法をご参照ください。

（上演権及び演奏権）第二十二条
（上映権）第二十二条の二
（公衆送信権等）第二十三条、2
（口述権）第二十四条
（展示権）第二十五条
（頒布権）第二十六条
（譲渡権）第二十六条の二
（貸与権）第二十六条の三
（翻訳権、翻案権等）第二十七条
（二次的著作物の利用に関する原著作者の権利）第二十八条

Q4 著作者人格権

著作者人格権とはどのような権利でしょうか

複製権は著作物を本などの商品として販売することを前提としていますので、「財産権」という側面がありますが、著作権には「財産権」には属さない権利も含まれています。これを「著作者人格権」といいます。具体的には次の3つの権利が設定されています。

公表権……まだ公表されていない自分の著作物について、それを公表するかしないかを決定する権利です。公表権には、「公表しない権利」が含まれているということが重要です。

たとえば新人作家が原稿を出版社に預けていて、そのままボツになっていたと考えてください。その作家がのちに有名な作家になったときに、原稿を預かっていた編集者が、そのボツ原稿を捜し出して勝手に出版する、というようなことは許されません。その原稿が、時間の経過とともに、書き手にとっては不本意なものになっている場合もあります。編集者が出版のために預かっていた原稿でも、事実経過から作家の意思が明白でない場合には、出版するときには改めて著作者の許諾をとることが必要です。

氏名表示権……作品を公表するときに、氏名を表示する権利です。ここにはペンネームを用いたり、匿名で公表する場合も含まれます。弟子が書いた作品を先生の名前で公表するという事例が昔はあったのかもしれませんが、当事者間の合意がないかぎりこういうことは認められません。ペンネームや匿名を前提として書いた作品を、出版社が無断で本名で公表するといったことも認められません。氏名表示権には、本名を表示しない権利が含まれます。

同一性保持権……著作物の内容を出版社などが勝手に改変しないように定められた権利です。原稿が長すぎる、難しい漢字が多すぎる、わかりにくい表現や不適切な表現がある、といった場合や、たとえ誤字脱字と思われる場合も、何らかの意図がある場合もありますので、編集者は説明し、あるいは校正刷りで指摘をするなど、必ず著作者の了解を求める必要があります。

（著作者人格権の一身専属性）

第五十九条 著作者人格権は、著作者の一身に専属し、譲渡することができない。

（公表権）

第十八条 著作者は、その著作物でまだ公表されていないもの（その同意を得ないで公表された著作物を含む。以下この条において同じ。）を公衆に提供し、又は提示する権利を有する。当該著作物を原著作物とする二次的著作物についても、同様とする。

（氏名表示権）

第十九条 著作者は、その著作物の原作品に、又はその著作物の公衆への提供若しくは提示に際し、その実名若しくは変名を著作者名として表示し、又は著作者名を表示しないこととする権利を有する。その著作物を原著作物とする二次的著作物の公衆への提供又は提示に際しての原著作物の著作者名の表示についても、同様とする。

（同一性保持権）

第二十条 著作者は、その著作物及びその題号の同一性を保持する権利を有し、その意に反してこれらの変更、切除その他の改変を受けないものとする。

Q5 著作権の保護期間

著作権の保護期間というのはどのように定められているのでしょうか

特許権の保護期間は出願の日から20年です。実用新案は10年、意匠権は登録の日から20年、商標権は登録の日から10年（更新可能）です。これに対し、著作権の保護期間はかなり長く設定されています。これは、小説や詩、短歌、俳句などの著作物が、長く読まれるからですし、特許や実用新案と違って、権利が長く保護されることによる利用者の不利益が少ないからです。

たとえば夏目漱石の著作権の保護期間は切れていますが、そのために漱石の文庫本が大幅に安くなることはありません。編集者が手をかけて註を充実させたり、解説をつけたりするからです。

ただし、映画化などの二次利用をする場合に、保護期間が切れている作品（パブリック・ドメイン）は、許諾をとる必要がないなどのメリットがあります。したがって、保護期間が短い方がよいと考える利用者がいることは事実ですが、文学作品の価値の永続性を考えると、長く保護すべきだという考え方もあります。

ＴＰＰ11の発効により、二〇一八年十二月三十日０時より日本の著作権保護期間は70年になりました。一九六七年までに亡くなられた方の著作権保護期間は終了しています。一九六八年に亡くなられた方の保護期間が終了するのは二〇三九年です。

なお、著作者が個人の場合には、著作者が生きている間は、著作権は保護されています。この70年というのは、著作者が亡くなってから何年保護されるかを示しています。細かいことですが、著作者が亡くなっても、その年の年末までは著作者が生きていることにして税務上の処理などをしますので、保護期間の計算は、著作者が亡くなった年の、翌年からカウントしていくことになります。

（保護期間の原則）

第五十一条 著作権の存続期間は、著作物の創作の時に始まる。

２ 著作権は、この節に別段の定めがある場合を除き、著作者の死後（共同著作物にあつては、最終に死亡した著作者の死後。次条第一項において同じ。）七十年を経過するまでの間、存続する。

（著作者が存しなくなつた後における人格的利益の保護）

第六十条 著作物を公衆に提供し、又は提示する者は、その著作物の著作者が存しなくなつた後においても、著作者が存しているとしたならばその著作者人格権の侵害となるべき行為をしてはならない。ただし、その行為の性質及び程度、社会的事情の変動その他によりその行為が当該著作者の意を害しないと認められる場合は、この限りでない。

Q6 出版権

出版権とはどのような権利ですか

出版権とは、著作権者と出版社が契約によって設定する権利です。著作権（複製権）は最初著作者にあるのですが、多くの場合、著作者が自分で複製を作るということはありません。企画の段階から始まって、編集作業や、印刷所との交渉、製本業者の手配、流通から販売、販売促進活動や宣伝、さらに在庫の保管まで、そのすべてを出版社にゆだねることになります。

従来の出版契約は、紙の本による出版を前提としていました。紙の本の場合は、印刷の効率から、数千部、あるいは一万部以上の初版部数を設定することが多く、初版が出た段階で、初版部数に相当する著作権使用料（印税と呼ばれます）が支払われるのがふつうでした。つまり、初版の部数だけは収入が保証されますので、著作者としても、安心して執筆することができました。

また慣行として、印税率もほぼ同じでしたので、契約書のようなものを交わさずに出版するということも、昔はあったようです。契約書がない場合には、契約期間3年、印税率10％ということが、一種の不文律の慣行になっていました。

しかしこのような慣行は、現在では崩れつつあります。これまでの慣行にとらわれない異業種からの参入があり、また電子書籍という新しい形態の出版が始まりました。

これからの出版は、出版契約書によって、細部を定める必要が出てきます。そのため契約書がたいへんに繁雑になる傾向があります。

日本文藝家協会では、書籍出版協会（書協）や、大手文芸出版社と協議を重ね、出版契約書のヒナガタを作っています。また出版社が独自の契約書を作る場合でも、日本文藝家協会のヒナガタを参考にするようにお願いしています。

＊第七十九条から第八十八条（第八十五条は削除）までが該当します。たいへん長いので表題と条文番号のみ紹介します。

（出版権の設定）第七十九条
（出版権の内容）第八十条
（出版の義務）第八十一条
（著作物の修正増減）第八十二条
（出版権の存続期間）第八十三条
（出版権の消滅の請求）第八十四条
第八十五条　削除
（出版権の制限）第八十六条
（出版権の譲渡等）第八十七条
（出版権の登録）第八十八条

Q7 電子書籍の著作権・出版権

電子書籍の出版権の問題点とはどのようなものでしょうか

電子書籍というのは、まったく新たな出版の分野です。従来からの慣行が通用しない分野です。紙の本に印刷するということなら、著作権のある作家も、著作権を継承した遺族の方も、その仕組みをイメージすることができました。

しかし電子書籍に関しては、その仕組みをイメージすることが、専門家でも難しくなっています。電子書籍はただの文字集積のデータですので、形がありません。また電子書籍を表示する端末も、パソコンからスマホや携帯電話まで多様ですし、電子書籍の専用端末もあります。その表示方法も、技術の進歩によって刻々と変わっていくというのが現状です。電子出版を実現するためには、データの作成から公衆送信、端末での表示に到るまで、さまざまな技術に応じて、著作権者の許諾を得ておく必要が生じます。そのために契約書が複雑になると同時に、法律用語が充分に対応しきれていない部分もあり、通常の文芸家が読んでもわけがわからないということになります。

電子書籍には、初版部数という概念がありません。電子書籍のデータをネット上に置くだけですから、大量部数を印刷する必要がないのです。したがって、従来のような、初版部数に応じた著作権使用料の保証ということもありません。著作権者には、どのくらい販売され、出版社にどのくらい売上があったのかが、紙の出版の場合のようにはわからないという問題もあります。

紙の本の場合は、たとえば単行本、文庫、全集など、出版の形態が変われば新たな契約を結ぶことになりますが、電子書籍の場合は、こういう形態の変化がありませんので、契約書によっては、著作権者の権利が不当に侵害されるケースも出てきます。そのために、契約書の重要度が大きくなりますが、その内容が、一般の著作権者には理解できないという大きな問題が生じています。

日本文藝家協会では、電子書籍の契約に関しては、そのすべてを代行する業務を実施しております。詳しくは日本文藝家協会著作権管理部までお問い合わせください。

＊電子書籍はデジタル送信によって売買される書籍で、著作権としては公衆送信権が関係します。出版権で紹介した第七十九条から第八十八条が２０１５年４月施行の著作権法改正により加筆変更され、電子書籍についての文言が加えられました。

Q8 著作権の権利制限①

著作権の権利制限とはどのようなものでしょうか
私的使用の権利制限とはどのようなものですか

著作権というのは、著作者の権利を守るために設定されたものです。しかしながらこの権利は、あくまでも私権であり、絶対的な権利ではありません。公共性のために、私権が制限されるということも起こります。土地を所有しても、そこに道路や鉄道が通るという場合に、私権が制限されることがあるように、著作権にも「権利制限」の規定が設けられています。

権利制限の代表ともいえるものが、「私的使用」の複製です。利用者が自分のために複製を作るような場合、形式的には複製に該当しますが、軽微な利用に過ぎず著作権者への影響も少ないため、ここでは著作権を制限するというのが基本的な考え方です。

よく利用されるのは、音楽のコピーです。昔は、レコードからテープへのコピーということがよくありました。現在でも、たとえば乗用車に装備されている音響設備（多くはカーナビと一体になっています）でCDの音楽を聴くと、自動的にハードディスクにコピーされるようになります。したがって、1回そのCDを聴けば、もうそのCDを車に載せておく必要はなくなります。これはたいへん便利なシステムです。

本の場合でも、必要なページだけコピーをして持ち歩くということがありますし、コピーしたものだと、傍線を引いたり書き込みをするのも容易です。また本一冊分を個人所有のスキャナーで画像化すれば、携帯端末で本を読むことができます。さらに画像を解析するソフトでテキスト文書にし、読み上げソフトを使えば、ロボットの声が読み上げてくれるようになります。

ただし、これはあくまでも、個人が自分のために複製を作る場合に限られます。そのコピーを他人に譲渡することはできません。また使用する機器も個人所有のものに限られます。たとえ私的な使用を目的とする顧客を対象としていても、業者が複製を代行して行えば、当該業者が複製行為を行っている主体であるとされますので、当該業者の行為は違法です。

（私的使用のための複製）

第三十条 著作権の目的となつている著作物（以下この款において単に「著作物」という。）は、個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用すること（以下「私的使用」という。）を目的とするときは、次に掲げる場合を除き、その使用する者が複製することができる。

Q9 著作権の権利制限②

図書館における権利制限にはどのようなものがありますか

公共図書館や大学図書館は、公共性の高い施設のため、著作権は大幅に制限されています。

まず図書館では、無料で本の貸し出しを実施しています。レンタルビデオ店などで、有料で本の貸し出しをしているところには、「貸与権」という権利によって、出版社や著作権者に相応の使用料が支払われるのですが、図書館による貸出はレンタルではなく、パブリック・レンディングと呼ばれるもので、世界的に無料であることが原則です（ただしヨーロッパでは著作権者にわずかですが補償金が支払われています）。日本の場合は、著作権者に補償金が支払われることはありません。図書館が公共的なものであり、読者を育てることによって、結果的に著作権者にもメリットがあるというのが基本的な考え方です。また発行部数の少ない学術書や文芸書の場合は、図書館の購入によって、出版が支えられているという側面があります。しかしながら、大量生産されるベストセラーや文庫本の場合は、図書館の無料貸出によって、販売数が減少し、出版社や著作権者に損害を与えているのではないかという見方もあります。

図書館では利用者の求めに応じて、コピー機による複写サービスを実施しています。この場合は、著作物の「一部」のコピーに限られるということになっていますが、多くの図書館では、「一部」とは全体の「半分」までだという認識が慣行となっています。

また本の1ページだけをコピーした場合でも、短歌や俳句作品の全体が映り込んでしまうことがありますが、これも慣行として認めることになっています。

国立国会図書館などでは、本の内容をスキャナーによって画像化するという事業を実施しています。ある時期の出版物は、酸性紙という粗悪な紙が用いられているため、判読不能になるおそれがあります。これを画像化することで記録・保管するというのが目的で、公共性の高い試みだといっていいでしょう。そのため、この場合も著作権は制限されています。

（図書館等における複製等）

第三十一条　国立国会図書館及び図書、記録その他の資料を公衆の利用に供することを目的とする図書館その他の施設で政令で定めるもの（以下この項及び第三項において「図書館等」という。）においては、次に掲げる場合には、その営利を目的としない事業として、図書館等の図書、記録その他の資料（以下この条において「図書館資料」という。）を用いて著作物を複製することができる。

一　図書館等の利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、公表された著作物の一部分（発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物にあつては、その全部。第三項において同じ。）の複製物を一人につき一部提供する場合

二　図書館資料の保存のため必要がある場合

（続きは30ページ下段へ）

Q10 著作権の権利制限③

障害者に関する権利制限とはどのようなものでしょうか

たとえば、視覚障害者や、識字障害のある人（先天的な場合と脳梗塞などの後遺症の場合があります）は、ふつうの本は読めません。そこで日本点字図書館をはじめ、全国の点字図書館や一部の公共図書館では、点字による複製物を作っています。また、音訳図書と呼ばれるボランティアによる朗読も盛んに行われています。後天的な障害者の場合は点字が読めないケースもあるので、音訳図書は必要なものですし、多くはデイジーと呼ばれる特殊なシステムを用いていますので、録音が健常者に流出するおそれはありません。

点字も音訳図書も、本の複製物を作ることになりますので、ここでは複製権が制限されます。またデイジー図書のネット配信も実現していますので、公衆送信権が制限されることにもなります。

ただし、ボランティアによる音訳図書の作成には時間がかかりますし、実現できるのは一部の本に限られます。Amazon（アマゾン）などが発売している英語の電子書籍は、ほとんどすべての作品が読み上げソフトで音読されるようになっていますが、日本語の場合は、解析ソフトや読み上げソフトに限界があり、読み上げができる図書は限られています。

そこでソフトの開発をさらに進めると同時に、ある程度の読み間違いを認めるような見解（同一性保持権の許容範囲を拡げる必要があります）も、将来的には必要となることでしょう。

障害者の情報へのアクセスについては、健常者と平等の条件でなければならない（バリアフリー／ユニバーサルデザイン）という理念が、世界的に広がっています。日本文藝家協会では、障害者のアクセス権を保障するために、積極的に活動を進めたいと考えています。

（視覚障害者等のための複製等）

第三十七条　公表された著作物は、点字により複製することができる。

＊「デイジー（DAISY）」とは、Digital Accessible Information System（アクセシブルな情報システム）のことで、視覚障害者や普通の印刷物を読むことが困難な人々のためにカセットに代わるデジタル録音図書の国際標準規格として、デイジーコンソーシアム（本部スイス）により開発と維持が行われ、公認のオーサリングツールによりデジタル図書が作れ、専用の機械やパソコンにソフトウェアをインストールして再生できます。点字図書館や一部の公共図書館、ボランティアグループなどでデイジー録音図書が製作され、主な記録媒体であるCD―ROMによって貸し出されています。

（問い合わせ先）公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会
〒162―0052　東京都新宿区戸山1―22―1
TEL：03―5273―0601
FAX：03―5273―1523
http://www.jsrpd.jp/

Q11 著作権の権利制限④

教育の分野での権利制限とはどのようなものでしょうか

まずは教科書への掲載が挙げられます。教科書はたいへん公共性の高いものですから、著作権者は教科書への掲載を拒否することはできません。ただし、わずかですが補償金が支払われます。また、学年ごとに使用できる漢字が定められていますので、原文の漢字を平仮名にするなどの改変が必要になります。ここでは著作者人格権の同一性保持権（13ページ）も制限されることになります。

教室では、教科書だけでなく、担任の先生が自分で作ったプリントを自分の学級での授業で生徒に配ることがあります。たとえば、教科書に短歌一首、俳句一句が掲載されている作者の他の作品を、プリントにして配布するような場合です。担任の先生が自分の学級の授業のための教材として作る複製物については、権利制限ということになっています（予備校、塾、カルチャーセンターなどは対象外です）。

ただし最近の教育現場では、このような担任の先生による複製が、学校のサーバーに蓄積され、他の先生が利用できる場合が多くなっています。権利が制限されるのは担任の先生が行う複製に限られますので、このような使用は違法です。

これを違法でなくすためには、権利制限の範囲を法律改正によって拡大しなければなりませんが、これは著作権者の権利を侵害することになります。この問題の解決としては、何らかの補償金制度を確立して、利用の範囲を拡げるなど、新しい制度の確立が必要になるものと思われます。

入試問題については、その性質上、事前に許諾を求めることができませんので、権利制限となっています。

ただし、入試をした学校が学校案内などで、翌年の受験希望者に入試問題の残部を無償配布することや自校のホームページに掲載すること、また私立中学高校が願書とともに販売している前年の入試問題、教材出版社が販売している入試問題集や、教科書準拠ドリルなどに対しては、権利は制

（教科用図書等への掲載）

第三十三条 公表された著作物は、学校教育の目的上必要と認められる限度において、教科用図書（小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校その他これらに準ずる学校における教育の用に供される児童用又は生徒用の図書であつて、文部科学大臣の検定を経たもの又は文部科学省が著作の名義を有するものをいう。以下同じ。）に掲載することができる。

（学校その他の教育機関における複製等）

第三十五条 学校その他の教育機関（営利を目的として設置されているものを除く。）において教育を担任する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における使用に供することを目的とする場合には、必要と認められる限度において、公表された著作物を複製することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

2 公表された著作物については、前項の教育機関における授業の過程におい

限されませんので、許諾と使用料が必要です。

日本文藝家協会では、著作権等管理事業法による管理事業者として、教育に関する申請には一括許諾を出せるシステムを確立しています。ただし、著作者人格権の同一性保持権を侵害するような改変がある場合には許諾できないこともあります。また、私立中学高校の団体である教育ＮＰＯ（特定非営利法人　著作権利用等に係る教育ＮＰＯ）や、予備校と協定を結んで、使用料をいただいています。

著作権利用等に係る教育 NPO

教育 NPO は会員制の非営利活動団体です。

主に私立中学高等学校の立場に立ち、教育活動における著作物の適正な利用を推進しています。

学校が入試問題を保護者会・説明会等で配布したり、自校ホームページに掲載する場合などにおいては、試験問題に使用した題材文の著作権者から著作物の使用許諾を得る著作権処理が必要となります。

教育 NPO ではこうした著作権処理の代行を行うとともに、会員校の教育現場での著作権に関する相談にお答えし、教育関係者を対象に、著作権にかかわる啓蒙活動（研修会・勉強会）を日本全国で行っています。

教育 NPO では会員校を対象にあらゆる著作権のご相談に応じます。電話・FAX・電子メールでのやり取りの他、事前にご連絡をいただくことで相談日を設け、教育 NPO 事務局において直接理事が応対いたします。また、当 NPO 理事が学校側に赴き、各種ご相談に応じることも可能です。入会希望のご相談等も含めまして、どうぞお気軽にご連絡ください。

事務局
TEL 03-3818-6712　FAX 03-3818-6713
E-mail　kyouikunpo@tiara.ocn.ne.jp
〒 113-0034 東京都文京区湯島 2-4-8 湯島イガラシマンション 203 号
（教育ＮＰＯホームページより）

て、当該授業を直接受ける者に対して当該著作物をその原作品若しくは複製物を提供し、若しくは提示して利用する場合又は当該著作物を第三十八条第一項の規定により上演し、演奏し、上映し、若しくは口述して利用する場合には、当該授業が行われる場所以外の場所において当該授業を同時に受ける者に対して公衆送信（自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。）を行うことができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該公衆送信の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

（試験問題としての複製等）

第三十六条　公表された著作物については、入学試験その他人の学識技能に関する試験又は検定の目的上必要と認められる限度において、当該試験又は検定の問題として複製し、又は公衆送信を行うことができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該公衆送信の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

２　営利を目的として前項の複製又は公衆送信を行う者は、通常の使用料の額に相当する額の補償金を著作権者に支払わなければならない。

Q12 引用

引用とは何でしょうか
どのような条件で引用が認められるのでしょうか

評論や解説を書く場合には、原典の一部を引用することがあります。引用の場合、原典の文章を、一部とはいえそっくり転載することになりますので、これは複製にあたります。しかしながら、以下の条件にあてはまる場合にかぎり「引用」と認められ、権利が制限されます。

その条件とは、「公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内」ということになっています。法律の文言はこれだけですが、「公正な慣行」とか、「正当な範囲内で行われるもの」ということに関しては、次のような慣行があるものと認められています。

まず報道、批評、研究などの目的が正当なものであり、かつはっきりしていること。その報道、批評、研究などの目的のために、原典の引用が必要であることが明確であること。その目的に即して引用される部分が正当な範囲に限られていること。いってみれば必要最小限であること。報道、批評、研究などが「主」であり、引用されている部分が「従」であるという関係が、内容的にも量的にもまた使われ方においても明確であること。主たる文章と、引用された文章とが明確に分離され、なおかつ出典などが明記されていること。

以上の引用の条件は常識の範囲内ですから、常識に従って引用していれば何も問題はないということになります。しかし、前記の条件から逸脱した転載は「引用」ではないということになりますし、そのことを知らない人が意外に多いことも事実です。

たとえば前記の「主従の関係」が倒錯している場合があります。原典を長く転載したあとで、申し訳のように短い解説がついているもの。引用の部分が大きな活字で組まれていて、文字数としては少なくても、紙面における面積としては引用の方が目立っているもの。主従の関係のうち、主たる部分がまったくないもの。これらは引用ではなく転載ですので、違法な無断転載ということにな

（引用）

第三十二条　公表された著作物は、引用して利用することができる。この場合において、その引用は、公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行なわれるものでなければならない。

（出所の明示）

第四十八条　次の各号に（＊第三十二条が含まれます）掲げる場合には、当該各号に規定する著作物の出所を、その複製又は利用の態様に応じ合理的と認められる方法及び程度により、明示しなければならない。

2　前項の出所の明示に当たつては、これに伴い著作者名が明らかになる場合及び当該著作物が無名のものである場合を除き、当該著作物につき表示されている著作者名を示さなければならない。

ります。

とくに重要なのは、必要な引用という条件を満たすためには、主たる部分が従の引用部分について言及していることです。引用した部分についての分析や解説、論証などがなければ、主たる部分が従たる部分を引用した必然性がないということになってしまいます。引用した部分がなければ主たる部分の説得力が著しく弱まってしまうなど、誰が見てもこの引用は必要だと思われるようなものでなければなりません。

なお、詩の引用で気をつけなければならないことがあります。その詩にメロディーが付けられ、歌の歌詞になっている場合は、日本音楽著作権協会（ＪＡＳＲＡＣ）の許諾が必要になる場合があります。ＪＡＳＲＡＣのホームページにてご確認ください。

引用が許される範囲は、引用の目的と引用される著作物の性質によって違ってきます。論文をその批評のために引用するような場合は、かなりの部分を引用しないと、正確な論評ができないことがありますので、このような場合は、長文の引用が許されます。他方、随筆文で最近の風潮を表現するために流行っている歌詞などを引用する場合には、長い歌詞全部を引用することは許されません。また、短歌や俳句のような短詩を論評する場合には、その全部を引用することは正当ですが、随筆文の論評に、その全文を引用することは、ふつう、許されないでしょう。

JASRAC（一般社団法人日本音楽著作権協会）ホームページ
http://www.jasrac.or.jp/

Q13 フェアユース

フェアユースとはどういう考え方ですか その問題点とはどのようなものでしょうか

フェアユースというのは、アメリカの著作権法に書いてある、著作権に関する例外規定のようなものです。日本の著作権法では、第30条以下の「権利制限規定」にあたるようなものです。

日本の場合は、かなり細かく「権利制限」の項目が列挙され、そこに書かれているものは無許諾で利用できるということになっていますので、安心して複製を作ることができます。これに対して、アメリカの著作権法は、細かいことにこだわらずに、次のような条件を満たしていれば、フェアユース（公正な利用）ということで、自由に利用できるということにしているのです。

その条件とは次のようなものです。

1. 利用の目的と性格（利用が商業性を有するか、非営利の教育目的かという点も含む）
2. 著作権のある著作物の性質
3. 著作物全体との関係における利用された部分の量および重要性
4. 著作物の潜在的利用または価値に対する利用の及ぼす影響

これだけだと何だかよくわからないのですが、利用目的に公共性があり、利用が著作物の一部分にすぎず、著作権者や著作権を委託された出版社などに経済的な損失を与えないかぎりは、「フェアユース」ということで、自由に利用ができるという考え方です。

日本の場合は、権利制限の項目を列挙していますので、そこに書いてあることなら安心して利用できるのですが、時代の推移や技術革新によって新たな要望が生じても、法律改正がそれに追いつかないということになりがちです。

これに対して「フェアユース」という考え方は、実に大ざっぱです。

公共性があり、著作権者に損害を与えなければ、何でも自由に利用できるというのは、利用者にとっては便利なように思われるかもしれません。しかし、著作権者がどのような損害を受けるかと

米国著作権法第107条　排他的権利の制限：フェア・ユース

第106条および第106A条の規定にかかわらず、批評、解説、ニュース報道、教授（教室における使用のために複数のコピーを作成する行為を含む）、研究または調査等を目的とする著作権のある著作物のフェア・ユース（コピーまたはレコードへの複製その他第106条に定める手段による使用を含む）は、著作権の侵害とならない。著作物の使用がフェア・ユースとなるか否かを判断する場合に考慮すべき要素は、以下のものを含む。

（1）使用の目的および性質（使用が商業性を有するかまたは非営利的教育目的かを含む）。

（2）著作権のある著作物の性質。

（3）著作権のある著作物全体との関連における使用された部分の量および実質性。

（4）著作権のある著作物の潜在的市場または価値に対する使用の影響。

いうことについては、利用者にはわかりにくいものです。

実際にアメリカでは、「フェアユース」だと思って利用したら、権利者から裁判を起こされ、莫大な損害賠償を支払わされたというケースも生じています。こんなにお金がかかるのなら最初から使わなければよかったと思っても、あとのまつりなのです。

アメリカの考え方は、法律はごくシンプルに設定しておいて、必要ならば損害を受けた側が裁判を起こせばいいというものです。その裁判による判例の積み重ねが、慣例というものを築いていきます。

実はアメリカの場合は、このフェアユースをめぐる裁判の判例が長年にわたって蓄積されているので、それが不当な利用の抑止力になっています。下手に利用したら訴えられて多額の賠償金を支払わされるという懸念があれば、これはフェアユースだという勝手な判断は危険だということになります。

日本にフェアユース的な考え方を導入すべきだと主張する人が最近は増えているようなのですが、その種の判例の積み重ねのない日本で、いきなりフェアユースを導入するのはとても危険なことですし、大きな混乱が生じることは避けられません。

上記のすべての要素を考慮してフェア・ユースが認定された場合、著作物が未発行であるという事実自体は、かかる認定を妨げない。

（公益社団法人著作権情報センターホームページより）

Q14 オーファンワークス

オーファンワークスとはどういうものでしょうか なぜそれが重要な問題になるのでしょうか

そのまま訳せば、「孤児作品」ということになります。これは著作者を「親」に見立て、作品を「子」に見立てた言い方です。作品はあるのに作者の所在がわからない、したがって利用したくても許諾がとれない、そういう作品をオーファンワークスと呼んでいますが、この言い方には差別的なニュアンスがあるので、日本文藝家協会では「著作権者不明作品」という言い方をしています。

著作権者不明作品は膨大に存在します。持続的に本を出しつづける書き手は、それほど多くはありません。本を何冊か出して消えてしまう作家、ときどき本を出す大学の先生、自費出版する人、これらの人の多くは、その本が絶版になれば、出版社も住所などを把握しきれなくなります。

しかし、かなり昔の本でも、図書館には置いてありますし、古書店で入手することもできます。入試問題の出題者がそれらの本から国語の問題を作ることもあるでしょう。入試問題は権利制限ですから、許諾をとる必要はありませんが、その入試問題を教材出版社が問題集にする場合には、許諾が必要となります。大学のホームページに入試問題を掲示する場合も、許諾がとれなければ掲示できません。

たとえば宮澤賢治の作品が掲載されている同人誌を記録・保管したり復刻本を出したりしたいと思っても、現実にはたいへんな困難が伴います。宮澤賢治の作品そのものは著作権の保護期間が切れていますから自由に使えるのですが、同人誌に作品を掲載している他の著作者については、著作権継承者の所在どころか、著作権が切れているのかどうかもわからないという場合が多いのです。

著作権というものは、利用者にとっては壁のようなものです。すでに財産権としては機能しなくなっている著作物については、なるべく自由に利用できるようなシステムの確立が急務です。日本文藝家協会は、他の分野の著作権管理団体と協議しながら、オーファンワークスの円滑な利用を促進するシステムの確立を図りたいと考えています。

なお、著作権者不明の場合の救済制度として「裁定」という制度がありますが、手続きが煩雑で時間もかかるため、あまり利用されていません。

＊34ページ参照。裁定制度については文化庁にお問い合わせください。
文化庁ホームページ
http://www.bunka.go.jp/

（著作権者不明等の場合における著作物の利用）

第六十七条　公表された著作物又は相当期間にわたり公衆に提供され、若しくは提示されている事実が明らかである著作物は、著作権者の不明その他の理由により相当な努力を払つてもその著作権者と連絡することができない場合として政令で定める場合は、文化庁長官の裁定を受け、かつ、通常の使用料の額に相当するものとして文化庁長官が定める額の補償金を著作権者のために供託して、その裁定に係る利用方法により利用することができる。

2 知らなかったでは

「協会ニュース」相談から

相談例1

共作の著作権とその保護期間

文芸サークルで共作をすることになったのですが、その場合、著作権者は誰になりますか。
また、共作をする人数によって取り扱いが変わることはありますか。
共作の場合、著作権保護期間はどうなるのでしょうか。

共作ではひとつの作品を複数の人が協力して作り上げることになりますが、著作権法上はどのようにして作るのかが問題になります。共作は、各人の寄与を分離して個別的に利用できない場合、著作権法では、「共同著作物」にあたります。一般的には、雑誌に掲載された座談会、対談などです。

著作権者は、共作した全員になります。人数によって取り扱いが変わることはありません。著作者人格権、著作権は、全員の同意がないと行使できません（ただし、同意を拒むには「正当な理由」が必要とされます）。著作権保護期間は、共同で執筆した複数の著作者のうちの最後の著作者が亡くなった年の翌年から起算されます。

たとえば、ひとつの小説を章ごとに異なった作者がリレー式に書いたときには、個人の著作物の共同体となり、著作権は各部分の担当者の個人のものになります。しかし、これをもしペンネームなどを使って架空の人物の作品として公表すると、架空の人物が著作権者として推定され、保護期間は公表から算定されます。また、アイデアを出した人物と表現した人物が異なる場合には、表現者に著作権があることになります。学術論文のように著作者名が列挙される場合には、必ずしも全員の著作権が認められるかは疑問です。

共同著作物は、その作品に対するそれぞれの寄与の度合いにより、後日、問題が出やすいので、事前にしっかりとした取り決めが不可欠です。

（共同著作物）

第二条　十二　二人以上の者が共同して創作した著作物であつて、その各人の寄与を分離して個別的に利用することができないものをいう。

（共同著作物の著作者人格権の行使）

第六十四条　共同著作物の著作者人格権は、著作者全員の合意によらなければ、行使することができない。

（共有著作権の行使）

第六十五条　2　共有著作権は、その共有者全員の合意によらなければ、行使することができない。

3　前二項の場合において、各共有者は、正当な理由がない限り、第一項の同意を拒み、又は前項の合意の成立を妨げることができない。

（保護期間の原則）

第五十一条　著作権の存続期間は、著作物の創作の時に始まる。

2　著作権は、この節に別段の定めがある場合を除き、著作者の死後（共同著作物にあつては、最終に死亡した著作者の死後。次条第一項において同じ。）七十年を経過するまでの間、存続する。

相談例2

コンクールやコンテストへの応募

小説の新人賞へ応募したいのですが、著作権はその際どうなるのでしょうか。

募集要項に書かれた条件（契約）次第です。

募集要項に「入賞作の著作権は主催者に譲渡されるものとします」とだけある場合には、「二次的著作物の創作・利用に関する権利は移転しない」ことを確認する必要があります。二次的著作物の創作・利用に関する権利とは、たとえば、入賞作を映画化・アニメ化などして利用する権利で、これらの権利を含めて「譲渡」契約する場合には、特記することが必要です。

著作権が主催者に移転しても著作者人格権は著作者にありますので、主催者は無断で改変することはできません。たとえば、書籍化の際に編集者が著作者に断りなく、勝手に短くする、加筆するなどはできないのです。必ずゲラで確認し、編集者とよく相談することが必要です。

入賞せず、作品が公表されなかった場合には、著作権は譲渡されていません。

著作権とは関係ありませんが、応募に際しての注意があります。応募した原稿は返してもらえません。必ず、コピーをとるか、データを手元に残しておきましょう。また、主催者がどのような新人を発掘したいのか、過去の受賞作などから研究することも大切です。

（著作権の譲渡）

第六十一条　著作権は、その全部又は一部を譲渡することができる。

2　著作権を譲渡する契約において、第二十七条又は第二十八条に規定する権利が譲渡の目的として特掲されていないときは、これらの権利は、譲渡した者に留保されたものと推定する。

（著作者人格権の一身専属性）

第五十九条　著作者人格権は、著作者の一身に専属し、譲渡することができない。

相談例3

図書館資料の複製

図書館の資料を複製したいのですが可能でしょうか。
また、可能な場合、何か条件などはありますか。

図書館の資料の複製物を入手するには、次の2つの方法があります。

①図書館に依頼して、図書館のサービスとしてのコピーを入手する。

②貸し出された資料を図書館外で自分の責任において「私用のための複製」として必要なコピーをとる。

図書館の資料を図書館が複製することは、一定の条件を満たせば認められています。

複製を行うことが認められる図書館は、次の7種類です。

（1）国立国会図書館（各省庁設置の支部図書館を含む）

（2）地方公共団体、日本赤十字社または一般社団法人もしくは一般財団法人が設置するもの（学校に附属する図書館または図書室を除く）

（3）大学または高等専門学校に設置された図書館およびこれに類する施設（附属図書館、大学の各部、研究所などの支部図書館）および資料センター等

（4）防衛大学校、水産大学校、海上保安大学校等の図書館……大学などにおける教育に類する教育を行う教育機関で当該教育を行うにつき学校教育法以外の法律に特別の規定があるものに設置された図書館

（5）独立行政法人国立科学博物館、県立美術館等

（6）日本原子力研究所等の学術研究を目的とする研究所

（7）独立行政法人科学技術振興機構情報資料館等の国、地方自治体など営利を目的としない法人

（18ページ下段の続き）

第三十一条

三　他の図書館等の求めに応じ、絶版その他これに準ずる理由により一般に入手することが困難な図書館資料（以下この条において「絶版等資料」という。）の複製物を提供する場合

2　前項各号に掲げる場合のほか、国立国会図書館においては、図書館資料の原本を公衆の利用に供することによるその滅失、損傷若しくは汚損を避けるために当該原本に代えて公衆の利用に供するため、又は絶版等資料に係る著作物を次項の規定により自動公衆送信（送信可能化を含む。同項において同じ。）に用いるため、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を作成する場合には、必要と認められる限度において、当該図書館資料に係る著作物を記録媒体に記録することができる。

3　国立国会図書館は、絶版等資料に係る著作物について、図書館等において公衆に提示することを目的とする場合に

が設置する施設で（5）（6）と同種のもののうち、文化庁長官が指定するもの（1）以外は、司書またはこれに相当する職員として、著作権法施行規則第一条の三に定める職員が置かれていることが必要です。

ですから、小中学校、高等学校の図書館、企業の資料室は、複製を行うことが認められません。

複製を行うことが認められる図書館で、複製が許容される場合は次の通りです。

ア 利用者の調査研究のために一人につき一部分を提供する（利用者のための複製）

イ 図書館資料保存のために必要である場合（図書館が図書館のためにする複製）

ウ 絶版などにより入手困難な図書館資料である場合（同右）

このことについてはQ9（18ページ）もご参照ください。

国立国会図書館デジタルコレクション

国立国会図書館で収集・保存しているデジタル資料を検索・閲覧できるサービスです。収録資料の著作権（著作隣接権）は、各資料の著作権者（著作隣接権者）に帰属しています。現在収集されているのは、1968年までに受け入れた図書90万点、雑誌123万点のほか、古典籍資料、博士論文、官報、音源などです。

絶版等の理由で入手が困難な資料のうち公衆送信権の許諾が得られたものは、国立国会図書館の承認を受けた公共図書館・大学図書館等にデジタル画像を送信し、各図書館で画像の閲覧等の利用ができます。

国立国会図書館ホームページ　http://www.ndl.go.jp/

は、前項の規定により記録媒体に記録された当該著作物の複製物を用いて自動公衆送信を行うことができる。この場合において、当該図書館等においては、その営利を目的としない事業として、当該図書館等の利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、自動公衆送信される当該著作物の一部分の複製物を作成し、当該複製物を一人につき一部提供することができる。

図書館法

第二条　この法律において「図書館」とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、地方公共団体、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人が設置するもの（学校に附属する図書館又は図書室を除く。）をいう。

著作権法施行規則

（司書に相当する職員）

第一条の三　令第一条の三第一項の文部科学省令で定める職員は、次の各号のいずれかに該当する者で本務として図書館の専門的事務又はこれに相当する事務（以下「図書館事務」という。）に従事するものとする。

相談例4

著作権切れの作品

著作権がすでに切れている作品を利用したいのですが、注意すべき点はありますか。
また、そういった作品の一部を改変することは問題になりますか。

保護期間が終了していれば、著作物を利用するために許諾を得る必要はありません。

サン＝テグジュペリの著作権保護期間が日本では２００５年1月22日に終了し、岩波書店が持っていた独占翻訳権も終了したため、翌年、22種類の新訳が刊行されました。保護期間が終了すると、このように利用が自由になります。

しかし、改変は著作者人格権の中の同一性保持権（13ページ）を侵害することになりますので、著作者の名誉、声望などを損なう、あるいは著作物の本質的特徴を失わせるようなことはできません。たとえば、児童向けの作品をポルノに改変する、登場人物を極端に人格破綻者として書き換える、著作者の遺族が非常に社会的に迷惑を被るような改変をするなどです。

実際の例として、郷土出身のたいへん有名な詩人の作品を、新しい日本酒のラベルに使った蔵元がありました。著作権保護期間はすでに終了していたので、許諾の必要はないだろうと判断し、遺族には事前の相談も連絡もなく、お披露目のパーティに招待しました。招待状を受け取ったお孫さんは、「祖父は飲酒についてたいへん厳しい考え方を持ち、お酒は一切たしなまなかったのに、泉下で嘆いているでしょう」と抗議されたのです。ラベルは作り変えられました。

（同一性保持権）

第二十条　著作者は、その著作物及びその題号の同一性を保持する権利を有し、その意に反してこれらの変更、切除その他の改変を受けないものとする。

2　前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する改変については、適用しない。

一　第三十三条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第三十三条の二第一項又は第三十四条第一項の規定により著作物を利用する場合における用字又は用語の変更その他の改変で、学校教育の目的上やむを得ないと認められるもの

（侵害とみなす行為）

第百十三条　6　著作者の名誉又は声望を害する方法によりその著作物を利用する行為は、その著作者人格権を侵害する行為とみなす。

相談例5

朗読会とその録音

朗読会を開く際に何か条件などはありますか。
また、その一部始終を録音したいのですが可能ですか。

朗読会を開くことと、録音をすることは、別に考えなければなりません。

公表された著作物を朗読会などで朗読するには、著作権者の許諾を得る必要があります。ただし朗読会が、入場料無料、演者無報酬、非営利のイベントであれば、許諾を得る必要はありません。

しかし、その場合でも、録音には許諾が必要です。

録音をするためには、著作物の著作権者と実演家としての朗読者の両方の許諾が必要です。

許諾を得て行った録音物についても、使用の方法によって、別の権利が働くことがありますので、事前に詳しく説明したうえで許諾を得る必要があります。

たとえば、録音を記録するだけの場合と、販売する場合と、ネットで公開する場合では、まったく違う権利の許諾が必要です。

また、朗読するのが、詩、短編小説のように著作物の全文であれば問題はないのですが、公演時間に合わせて、長編小説を抜粋したり切り張りした朗読台本を作成する場合には、著作物の改変にあたりますので、必ず著作権者の許諾を得る必要があります。また、著作者の同一性保持権への配慮も必要です。

（上演権及び演奏権）

第二十二条　著作者は、その著作物を、公衆に直接見せ又は聞かせることを目的として（以下「公に」という。）上演し、又は演奏する権利を専有する。

（営利を目的としない上演等）

第三十八条　公表された著作物は、営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金（いずれの名義をもつてするかを問わず、著作物の提供又は提示につき受ける対価をいう。以下この条において同じ。）を受けない場合には、公に上演し、演奏し、上映し、又は口述することができる。ただし、当該上演、演奏、上映又は口述について実演家又は口述を行う者に対し報酬が支払われる場合は、この限りでない。

（録音権及び録画権）

第九十一条　実演家は、その実演を録音し、又は録画する権利を専有する。

2　前項の規定は、同項に規定する権利を有する者の許諾を得て映画の著作物において録音され、又は録画された実演については、これを録音物（音を専ら影像とともに再生することを目的とするものを除く。）に録音する場合を除き、適用しない。

相談例6

別の出版社からの復刻

著作者である母が元気だった十五年前に、口約束で出版した小さな本が、別の出版社から出たので、印税を支払いたいと連絡がありました。出版にあたっての連絡や相談はまったくなかったのでたいへん驚きました。問い合わせると、元の版元はすでになく、絶版になっているので、復刻として出版したというのです。送られてきた見本を見ると完全な復刻ではなく、装丁、挿画などは今風なものになり、他の方の作品も合わせての短編集になっていました。こういう場合には、許諾の必要はないのでしょうか。

また、母が若いころに参加していた同人誌を、地元の文学館が復刻したいという話もあります。しかし、同人の全員には連絡がつかないので、見切り発車して復刻するというのですが、かまわないのでしょうか。

いずれも複製権が働きますので、もちろん著作権者の許諾が必要です。

まず、新装版を出版した出版社には、すでに絶版になって、出版契約も終了しているので、どういう経緯で、無許諾使用になったのか説明してもらい、新規の契約書を交わしてください。

同人誌の復刻は、頭の痛い問題をいつも抱えています。というのは、著作者・著作権者の連絡先が不明になっていることが多いからです。これは一般にオーファンワークスといわれるものです。

見切り発車ではなく、どうしても復刻をするなら、文化庁の裁定制度をご利用ください。Q14（26ページ）をご参照ください。

裁定に関する問い合わせ先

文化庁長官官房著作権課 著作物流通推進室 管理係

〒100－8959 東京都千代田区霞が関3－2－2

TEL：03－5253－4111（内線：2847）

FAX：03－6734－3813

http://www.bunka.go.jp/

文化庁ホームページ内「裁定の手引き」、申請書

相談例7

上演① 校内上演における脚本の脚色

教科書に載っている児童向きの物語を劇にして上演しようと思います。脚本を書くにあたり、設定の時代を現代に置き換え、登場人物の後日談も書き加えたいと考えています。

学校内での発表ですが、許諾は必要でしょうか。

脚色することは著作物の改変にあたりますので、著作権者の許諾が必要です。

今回は、時代設定と結末を変えるという大幅な改変ですので、企画書とシノプスを添えて、著作権者への利用許諾の申請をするだけでなく、著作者に対しても、意に反する改変でない旨の確認を求めるのがよいでしょう。

結末を変える、登場人物の人格がまったく違うような印象のセリフにするというような改変は、著作者、著作権者が許諾しないケースが多いです。どうしても改変しなければならない丁寧な説明をお願いします。

許諾が得られなかった改変の例では、次のようなものがあります。どれも浜田廣介著『泣いた赤鬼』です。結末に、青鬼が遠い山で元気に暮らしているエピソードを加える。鬼ではなく兎にする。台詞をすべてヤンキー言葉に変える。

校内上演の場合では、まったく独自に創作されるか、刊行されている児童向けの脚本などから選ばれるほうが、手続きも簡単で無難です。

（翻訳権、翻案権等）

第二十七条 著作者は、その著作物を翻訳し、編曲し、若しくは変形し、又は脚色し、映画化し、その他翻案する権利を専有する。

相談例8

上演② 脚本の変更

創立記念公演にあたり、七十五年前の演目を再演することになりました。原作の小説の著作権保護期間は終了していますが、脚本家はまだ保護期間中なので、著作物使用料も明示して許諾を得ました。連絡したのは初日の一カ月前で、許諾を得たのは二十日前でした。

ところが、稽古中に大幅な変更が相次ぎ、主役と演出家の意向で劇団の制作部が脚本を書きなおすことになりました。許諾を得ている脚本は使わないことになったと著作権者に連絡したのは、初日の一週間前で、それでよいと考えていましたが、著作権者から「初演時の脚本があればこその再演とすると、まったく使わなかったとはいえないのではないか。創立時の脚本依頼時には、非常に丁寧なやり取りがあったと聞いている。それ以来の長いお付き合いであるのに、今回のことはたいへん不本意である」と連絡がありました。

上演台本がぎりぎりまで変更されることは演劇ではよくあることですが、まったく使用しないという例はまれです。

原作がある作品の脚本ではありますが、一カ月の稽古の中から台本を書き直していったとすれば、「まったく使用しなかった」とは思われません。上演台本が許諾した脚本に依拠しておらず、類似もしていないことについて、明確な説明がなされるべきです。

このような例は、映画、演劇など脚色が行われる場合に、ありがちです。

原作は一つなので、初めの脚本ではなくても、似たものになることは否めません。しかし、初めの脚本なかりせば、次の脚本が短期間で完成したかは疑問です。

また、原作とはいえないまでも、その著作物がなければありえなかった脚本の場合に、原案とされることもあります。また、ほとんど使用されていなくても、脚本家がパンフレットの中に「インスパイアーされた」と敬意をもって書くこともあります。

相談例9

ホームページなどでの配信

地元出身の詩人が郷里を謳った有名な詩を、地方公共団体と観光課、教育委員会のホームページに掲載しています。公共の使用なので、許諾の必要はないと考えていましたが、無断使用の恐れがあると、市民から指摘されました。

自治体など公共の使用は非営利なので無許諾でよいと考えられることが多いのですが、著作権法上、無許諾でよいと認められているのは、上演、口述などで「非営利・無料・無報酬」のすべてがそろっている場合です。

WEBでの使用は、著作物がサーバーに蓄積（複製）され、公衆送信されます。放送される著作物以外の複製と公衆送信は、無許諾で使用してよいとした権利制限には含まれません。明らかに著作物の使用にあたりますので許諾が必要です。

行政、教育委員会などは正しい情報を一般の方に啓蒙する立場ですから、著作権についても正しく使用されるようお願いします。

（公衆送信権等）

第二十三条　著作者は、その著作物について、公衆送信（自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。）を行う権利を専有する。

2　著作者は、公衆送信されるその著作物を受信装置を用いて公に伝達する権利を専有する。

（営利を目的としない上演等）

第三十八条　2　放送される著作物は、営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金を受けない場合には、有線放送し、又は専ら当該放送に係る放送対象地域において受信されることを目的として自動公衆送信（送信可能化のうち、公衆の用に供されている電気通信回線に接続している自動公衆送信装置に情報を入力することによるものを含む。）を行うことができる。

著作権情報センター（CRIC）にわかりやすいパンフレットがあります。ホームページからダウンロードしてお使いください。

http://www.cric.or.jp/

相談例10

デジタル教材

「デジタル教材」といっても各社それぞれにまったく異なる使用方法であるため、実際どう使われるのかがわかりにくいです。大前提として、ネットワーク上に放置される使用方法は、許諾したくありません。

デジタル教材とかまびすしいが、子どもたちへの学習効果について、まったく聞こえてきません。離島、山間部、交通の不便な地域などの子どもたちへの学習支援のためには、大いにデジタルでの配信を活用することに賛成だが、教科書についてもまだきちんと決まっていない現状で、都市部の学習塾、予備校、家庭学習においてデジタルが必要なのかが疑問です。

また、機器の都合では「やむを得ない改変」とは認めがたいです。

たいへん多い意見です。使用方法の不明さが、著作権者の方々の不信感を大きくしています。また、「教材だから」という旗の下での「改変」がこともなげに行われることも、不信感を大きくしている原因です。たとえば、表記の改変（文字数の都合）、ずたずたな切り貼り（画面の都合）、勝手な改行、縦書きを横書きへ、などです。

教材であれば、どのように改変してもよい、というわけではありません。

デジタル教科書について、また各社のデジタル教材について、教育関係の出版各社と積極的な討議を重ね、著作権者のみなさまにわかりやすい説明を求めています。

いわゆるデジタル教科書は、「デジタル機器や情報端末向けの教材のうち、既存の教科書の内容と、それを閲覧するためのソフトウェアに加え、編集、移動、追加、削除などの基本機能を備えるもの」であり、主に教員が電子黒板等により子供たちに提示して指導するためのデジタル教科書（以下「指導者用デジタル教科書」という。）と、主に子供たちが個々の情報端末で学習するためのデジタル教科書（以下「学習者用デジタル教科書」という。）に大別される。現在、教科書発行者から発行されているのは、いずれも指導者用デジタル教科書である。また、これは教科書に準拠しているものの、法令上は、教科書とは別の教材に位置付けられる。

教育の情報化ビジョン　文部科学省（平成23年4月）による

相談例11

学校での無許諾使用

小学校校長です。学校便りに、子どもたちの読書のきっかけになればと考え、児童向けの小説、随筆の一部、詩などを毎号紹介しています。学校内の教育の一環なので、許諾の必要はないはずなのですが、著作権侵害の恐れがあると教育委員会から指摘を受けました。

著作権法上で認められているのは、担任の教師と学習者が授業の過程で使用するための複製だけです。

校長先生が作成する学校便りは、この範囲ではありません。

この件は、著作権保護期間内の著作物であれば「侵害の恐れがある」のではなく、完全に著作権侵害です。事後にはなりましたが、著作権者から許諾を得てください。

教育の場での著作権教育が、徐々に浸透しています。教職員の新入研修、十年研修などで、著作権講座を実施している自治体もあります。校長先生から著作権を正しく理解し、先生方にも著作権研修をされることをおすすめします。

著作権情報センターのホームページにわかりやすい冊子が掲載されています。ダウンロードしてお使いください。

著作権情報センターホームページ　http://www.cric.or.jp/

（学校その他の教育機関における複製等）

第三十五条　学校その他の教育機関（営利を目的として設置されているものを除く。）において教育を担任する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における使用に供することを目的とする場合には、必要と認められる限度において、公表された著作物を複製することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

2　公表された著作物については、前項の教育機関における授業の過程において、当該授業を直接受ける者に対して当該著作物をその原作品若しくは複製物を提供し、若しくは提示して利用する場合又は当該著作物を第三十八条第一項の規定により上演し、演奏し、上映し、若しくは口述して利用する場合には、当該授業が行われる場所以外の場所において当該授業を同時に受ける者に対して公衆送信（自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。）を行うことができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該公衆送信の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

相談例12

教育関係・教材での改変

教科書や副読本、教材などで作品が使われるときに、作り手は推敲を重ねて選び抜いた言葉なのに、漢字を開く、平仮名にしているのを漢字にする、俳句なのでわざと使った「蟋蟀（こおろぎ）」「蟷螂（かまきり）」「蝙蝠（こうもり）」「蟾蜍（ひきがえる）」などを平仮名にするなど、やりたい放題に思えます。

今回は、10行も削除して、「（中略）」とせずに、勝手に「そのとき」という言葉をはさんでありました。その3行後に「そのとき」があり、こんなことは絶対にしないのにと、版元に連絡しました。教育関係の編集者は改変について配慮がなさすぎると思います。

改変については、協会からも各社に繰り返し注意を払ってくれるように申し入れています。「学年によって習う漢字が違うから」という一点で、開く癖がついている教材執筆者が多くいるようです。

38ページにも記載したとおり、「教材」であれば、どのような改変でも許される、というわけではありません。「学校教育の目的上やむを得ない」場合については、極力、制限的に考えるべきです。

副読本、教材の場合には協会経由で注意や要望が出せますが、教科書の場合には、協会に委託があっても、直接、著作権者に連絡があります。どうぞ、編集者にご注意くださいますようお願いします。

（同一性保持権）

第二十条 著作者は、その著作物及びその題号の同一性を保持する権利を有し、その意に反してこれらの変更、切除その他の改変を受けないものとする。

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する改変については、適用しない。

一 第三十三条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第三十三条の二第一項又は第三十四条第一項の規定により著作物を利用する場合における用字又は用語の変更その他の改変で、学校教育の目的上やむを得ないと認められるもの

3 著作物使用　申請実務

日本文藝家協会ホームページより

著作物を利用したいとき

日本文藝家協会著作権管理部では管理委託契約のある著作者の著作物利用申請を受け付けています。委託者名簿や申請フォームはホームページ（http://www.bungeika.or.jp/）の「著作物使用申し込み」のページにあります。申請フォームを郵送またはFAXで入手希望の方は電話（03-3265-9658）でご連絡ください。日本文藝家協会に委託のない著作者については著作権者へ直接連絡をしてください。連絡先は日本文藝家協会で編纂している「文藝年鑑」（新潮社刊）等で調べるか、出版社にお尋ねください。

巻末には、入試問題に関する要望書などを掲載しました。ご参照ください。

著作物使用許諾の流れ

著作権管理委託契約をいただいている場合、申請から許諾までは次の事務手続きで進みます。申請から許諾書の発送まで、通常では3週間を予定していますが、なるべく短期間であることが望ましいです。

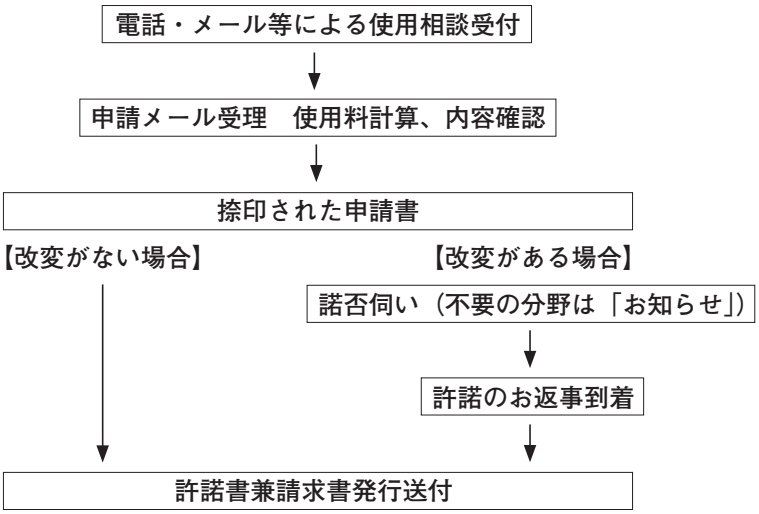

使用相談、申請メール受理のときに、電話やメールで申請者様とやり取りして申請内容の確認をし、場合によっては著作権者様ともご相談させていただきます。

諾否伺い不要の分野は、原則として、教育目的、福祉目的、書道展、テレビドラマ・番組の再放送、テレビドラマ・番組の番組販売、映画のテレビ放送、ブロードバンド・インターネット配信、舞台での全文朗読、訃報などでのドラマなどの部分使用、NHK「俳句」「短歌」「ラジオ深夜便」放送とテキスト等、です。

日本文藝家協会ホームページ「よくある問い合わせ」より

Q. 日本文藝家協会に申請すれば、どの著作者の作品でも必ず許諾がもらえるのですか。

A. いいえ。委託者リストに掲載されている著作者に限ります。また、使用申し込み内容により著作権者からお断りの返事をもらった場合は許諾できないこともあります。

Q. 申請して許諾の書類をもらうまでにどのくらい期間がかかりますか。

A. 申請を受けた後に著作権者に使用の可否を伺います。許諾を得られ、かつ申請書類に不備がなければ2、3週間で許諾書を送付いたします。

Q. 申請はいつごろ行えばよいですか。

A. 著作物を使用・複製する事前に申請してください。著作権者よりお断りの場合もありますので、余裕を持った申請をお願いします。

Q. 著作物使用料はどのくらいかかりますか。

A. まずは、使用料規程をご確認ください。細かい金額をご希望の場合は、使用方法により異なりますので、申請フォームに必要事項を入力し備考欄に「先に使用料をお知らせください」とご入力ください。折り返し使用料をお知らせいたします。
この使用料はあくまでも著作権管理委託がある著作者にのみ適用されます。

Q. 許諾の有効範囲（期限）はどのくらいですか。

A. 申請に記入された放送回数、上演回数、発行部数の分だけとなります。テレビの再放送や、追加公演がある場合は別途申請が必要です。重版・増刷の場合は「重版・増刷の通知」フォームをご利用ください。
ホームページ掲載なども申請した期間のみ有効となります。期間延長の場合は再度ご申請ください。

Q. 全面委託と部分委託とは何ですか。

A. 全面委託とはすべての使用方法について委託があります。部分委託とは使用方法（一部作品）により委託の有無がございます。たとえば、教育目的の使用については委託するが、映画の原作使用は著作権者が直接管理する場合などです。

Q. 部分委託の確認方法はどのようにすればいいですか。

A. 電話・ＦＡＸ・「17許諾申請についての相談フォーム」よりお問い合わせください。その際に著作者名、著作物題名、使用方法をご連絡ください。折り返しご回答いたします。

Q. 著作者名がわからない作品ですが申請できますか。

A. 著作者名がわからない限りは保護期間がわかりませんし、作品名で委託を受けているのではありませんので、著作者名がわからないものは申請を受けることができません。国会図書館等で作品名から著作者を検索してください。

Q. 翻訳された文章の申請方法はどのようにしたらいいですか。

A. 「著作者名」に訳者を入力し、「著作物題名」は「○○（原作者）作「□□（作品名）」（訳）」とご入力ください。海外の原作者が著作権保護期間内の場合は原作者の許諾が別途必要となります。

Q. 下請けですが、申請者および支払者として印を押しました。支払

いは発注元からできますか。

A. できません。押印した社名・学校名・団体名などの名義でお支払いをお願いいたします。発注元の名義でお支払いを希望される場合は、改めて発注元の捺印申請書類を作成してください。

Q. 支払い方法はどのようになりますか。

A. 会社等、団体の場合は郵送します「許諾書兼請求書」に振込み先の銀行口座名を記載したものを発行しております。記載の指定銀行にお振込みください。振込手数料はご負担ください。
個人でのご申請の場合は、許諾書の発行前にお振込みいただくこともあります。その場合は当協会よりご連絡いたします。

Q. 複数の許諾書の使用料を一括で振込みしてもいいですか。

A. 一括での振込みは可能ですが、申請控えメールまたは「17許諾申請についての相談フォーム」より許諾番号・合計金額・振込日を振込日より前にお知らせください。

Q. 振込みに際して源泉徴収する必要はありますか。

A. 日本文藝家協会は法人ですので、源泉徴収はしないで使用料全額をお支払いください。管理部より著作権者に支払う際に一括して源泉徴収の事務処理を行います。

Q. 映像化（映画化、ドラマ化など）の企画を出したいのですが相談に応じてもらえますか。

A. 「17許諾申請についての相談フォーム」よりご連絡ください。企画書などあれば、添付してください。
ご連絡いただいてから著作権者に確認し、当協会よりご連絡いたします。著作権者にすぐに連絡がつかない場合もございますので時間に余裕を見てご相談ください。

Q. （生放送などで）使用するか未定ですが申請は必要ですか。

A. 必要です。申請フォームの備考欄に「使用するか未定」である旨をご入力ください。確定後、申請控えメールの返信または「17許諾申請についての相談フォーム」に記載して当協会までご連絡ください。

Q. 放送日が決まっていないのですが申請できますか。

A. 放送日未定とし、備考欄にだいたいの予定や、確定する時期をご入力の上ご申請ください。確定後、申請控えメールの返信または「17許諾申請についての相談フォーム」に記載して当協会までご連絡ください。

Q. 本放送のほかに再放送することがすでに決まっていますがまとめて申請できますか。

A. まとめて申請できます。本放送回数と再放送回数をご入力ください。申請回数を超えて再放送する場合は別途申請してください。

Q. 全文朗読・抜粋朗読とは何ですか。

A. 全文朗読とは作品を省略せず全部朗読することです。抜粋朗読は、前後または途中を省略して朗読することです。特に抜粋朗読の場合は著作権者の承諾が得られない場合があります。

Q. 朗読の抜粋箇所の連絡方法はどのようにすればいいですか。

A. 省略箇所がわかるものをお送りください。データの場合は申請時に申請フォームに添付するか、間に合わなければ「17許諾申請についての相談フォーム」から、紙の場合は当協会著作権管理部宛にＦＡＸ（０３―５２１３―５６７２）か郵送でお送りください。

Q. 公演のチラシ・パンフレット等に原作の文章を載せることはできますか。

A. 朗読・上演のご申請とは別に文章掲載のための申請が必要です。当協会申請フォーム「12出版」からご申請ください。著作物使用料も別途必要です。

Q. 学校の文化祭などで演劇を上演します。新しく脚本を作りますが申請は必要ですか。

A. 新しく脚本を作る場合は申請が必要です。「5上演・朗読」フォームより申請してください。台本を確認させていただきますので、申請フォームに添付するか、間に合わなければ「17許諾申請についての相談フォーム」からの添付、または当協会著作権管理部までご郵送ください。

Q. 書道展に応募しました。入選した作品は掲示されます。応募を出す前に申請が必要ですか。

A. 作品を公表する時点で複製にあたりますので申請が必要ですが、著作権管理部に委託されている著作者の作品については、入選後に速やかにご申請いただくこととしております。しかし全面委託の表示のない著作者は当協会で許諾を出せない場合がありますので事前にお問い合わせください。

Q. 書作品が図録やパンフレット等に掲載されることになりました。申請は必要ですか。

A. 書道展とは別に申請が必要となります。「12出版」の申請フォームよりご申請ください。著作物使用料も別途必要となります。

Q. 色紙に書くために3連の詩のうち1連だけしか書けませんでした。許諾は得られるでしょうか。

A. 管理委託された著作者の作品については、オリジナル作品の3連の詩を書作品の近くに掲示することを条件に許諾を出します。ただし短歌・俳句については一首・一句の部分使用、詩の1連の中からの抜粋は使用をお断りしています。

Q. 「教育」と「出版」の違いは何ですか。

A. 当協会では教育を目的とした書籍を「教育」として扱っております。

市販される書籍ではCコードが6か7で始まる学習参考書を「教育」としております。それ以外のものは「出版」扱いとなる場合があります。一般の教養書は教育目的には含まれませんのでご注意ください。

「教育」と「出版」では使用料の計算が異なりますのでご了承ください。

Q. 発行部数など未定ですが、申請できますか。

A. 「発行部数未定」でご申請ください。予定部数や部数確定日の目安をお知らせください。部数確定後、申請控えメールの返信または「17許諾申請についての相談フォーム」に記載して当協会までご連絡ください。

Q. 入試問題の作成に申請は必要ですか。

A. 入試問題を作成する場合、その入試の当該受験者に試験終了後に問題を配布する場合は申請不要です。

当該受験者以外（次年度の入学希望者など）への配布、入試問題集の作成、入試問題のホームページ掲載等の二次使用をする場合は申請が必要です。

詩・短歌・俳句も申請の対象となりますのでご注意ください。

平成 28 年 1 月吉日

各大学学長　殿
同入学試験担当者　殿

公益社団法人 日本文藝家協会
理 事 長　　篠　　弘

入試問題に関する要望書

拝啓　貴職におかれましてはますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。

さて本日は、貴校で実施されます平成 27 年度の入試問題作成につきましてお願いをさせていただきます。

日本文藝家協会は、著作権の擁護・確立につとめ、著作権管理業務も行っている文芸家の職能団体です。

学校等の入学試験問題各教科に、小説、詩歌、随筆、評論、翻訳など文芸家の作品が数多く使用されています。毎年、国語に関しては、各校および教育委員会などに著作権を尊重し、出典明記をするなどの要望を配布させていただいておりましたが、英語における和文英訳、社会科における長文の出題などでは全く配慮がなされていないことが明らかになりました。

つきましては、試験実施にあたり、法律で定められた著作権・著作者人格権を十分に尊重いただきますよう、強く要望いたします。

敬具

記

1、試験の実施のためにやむを得ないと認められる範囲以上に作品を改変しないこと。
2、出典（著作者名・翻訳者名・作品名等）を明示していただくこと。
3、試験の実施後速やかに、使用した作品の著作者（著作権者）または当協会が著作権管理をしている場合は当協会（以下同様）に、試験問題用紙を添えて報告していただくようお願いします。
4、入学試験問題を次年度の受験生等に配布する、ホームページ等に掲載する、各校独自の試験問題集に収載する、これらの場合は、いずれも必ず著作者（著作権者）の許諾を求めていただくこと。また、著作物使用料が発生しますので使用料の支払いをお願いします。著者名、出所を明示しない場合、作品を著しく改変するような場合には著作者（著作権者）の許諾が必要です。
5、入学試験問題を、権利処理を行う出版社等に提供されることは、許諾申請前でも、問題ありません。
6、上記を徹底させるために、ご検討の上、通達等の措置を行っていただきたくお願い申し上げます。

平成 28 年 1 月吉日

公益社団法人　日本文藝家協会

入学試験問題への著作物使用の注意点

全教科に於いて著作物を使用される場合の注意点です。
理科系著作者の著作物についてもご留意ください。

【事例】出典表記の間違いと解決方法

① アンソロジー等、表紙にある監修者名、編者名を記載。
→“編”はあくまで編者、著作者ではない場合もある。
必ず、使用する該当作品の著作者名とすること。

② 外国語文学訳や古文訳翻訳作品に原作者の氏名で記載。
→ 題名の前、又は後に原著作者名ならびに訳者名を記載。
（表記例：◇◇著◆◆訳「○○○」）

③ 詩・俳句の鑑賞文で、詩の作者と鑑賞文の著作者が異なる場合、どちらか一方しか記載されていない。
→使用した底本の裏書に、各俳句の著作者名が表示されていることがある。ない場合は出版社へ問い合わせをする等して、正しい著作者名とすること。

入試問題集を作成する業者はそのまま利用いたします。
入学試験問題で間違えたまま表示したものが、公衆に広まることは著作者人格権を侵害しているとも言えますのでご注意ください。

【重要】入学試験問題を業者に発注している

教育機関が作問をせず、業者に入学試験問題の作成を依頼している場合、著作権法第 36 条にある入学試験問題の権利制限から外れる懸念があります。

入試問題への使用での具体的な問題点

毎年、同じお願いをさせていただいておりますが、まだ、著作権保護の思想をご理解いただけていないご担当がいらっしゃいますので、不都合な具体例をあげさせていただきます。

平成２７年度の入試問題の中で、問題があったものの具体的な問題点は下記に分類できます。

	問題点	件数（学校数）
1	一部改変という表示があるものの、改変された箇所が不明	33
2	一部略という表示があるものの、（中略）等の表示がない	14
3	一部省略・変更しているという表示があるが、（中略）等の表示や説明がない	8
4	問題の都合上、手を加えたと表示がある	2
5	修正が入っている（時計　を　時間　とした）	1
6	本文前にあらすじがある	1
7	短歌を含み題名のみ表示で、著者名表記なし	3
8	題名がなく、○○の文章よりと表示	8
9	出典なし	3
10	題名の表示がアンソロジーのタイトルで誤表示	1
11	漢字の書き取り問題が文中の抜粋形式	1
合計		75

最も多いのは、著作物の改変に関するものです。上記の 1, 2, 3, 4, 5 を合わせると 58 例あります。出題の都合上の中略、あるいは必要な改変は入試問題の場合はあろうかと存じますが、改変箇所が不明、（中略）の表記がないなどは、あらためていただかなければなりません。

具体例１

（見田宗介『社会学入門―人間と社会の未来』、岩波新書、2006 年、ただし原文の一部を削除、また一部の表記を変更）

設問の長文の中もどこが削除され、どこが改変されたのかは、明示されていません。

具体例２

（平松洋子「ベスト・エッセイ 2014」による）

「ベスト・エッセイ 2014」は収録されているアンソロジーの書名で、使用されたエッセイのタイトルは「季節のあわい一瞬」です。設問には作品のタイトルを問うものはなく、あえて書名にする必要はないと考えられます。

発行　2016年5月1日
発行元　公益社団法人 日本文藝家協会
住所　東京都千代田区紀尾井町3－23 文藝春秋ビル新館
TEL　03（3265）9658
FAX　03（5213）5672
ホームページ　http://www.bungeika.or.jp/procedur.htm